

労働基準法第106条違反

*** 北海道労働局 及び 札幌中央労働基準監督署 に確認済
直接関与した案件のため、信用性は保証いたします**

就業規則の周知義務違反

労働基準法第106条:により、事業者は就業規則を労働者に周知させる義務があります。

周知方法:は、掲示、備え付け、書面交付、電子的な方法などがあります。

周知が不十分な場合、:就業規則の規定が適用されなくなることがあります。

周知義務違反の罰則

労働基準法第120条:により、30万円以下の罰金が科される可能性があります。

違反が故意または悪質な場合、:より厳しい処罰が科される可能性があります。

就業規則の効力:が認められなくなることがあります。

また就業規則の作成及び変更に関しては、

労働者を代表とする者（労働組合など）の承諾を受けねばならない とする労働基準法条文がある。